

54 安全保障理事会決議二〇〇九(対リビ)

ア制裁一部解除(抜粋)

採 択 二〇一二年九月一六日(安保理第六六〇(回会合)
一〇月一四日官報外務省告示三四九号)

安全保障理事会は、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し(中略)

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとつて、

5 国民暫定評議会に対し、自身の次の計画を実施することを懸念する。

(a) リビアの住民を保護し、行政サービスを回復し、リビアの資金を透明性をもって配分する。

(b) 人権及び国際人道法の更なる侵害及び違反を予防し、不処罰を終わらせる。

(c) 憲法に関する合意及び自由かつ公正な選挙の実施のために建設的かつ包括的政治過程を確保する。

(d) リビアにおける外国人、特に脅迫、虐待又は拘留されている者の安全を確保する。

(e) 携行地对空ミサイル、小型武器の拡散を予防し、国際法に基づくリビアの軍備管理及び不拡散の義務を履行する。

12 国際連合の任務
事務総長特別代表の主導の下、当初三か月の期間をもって、国際連合リビア支援ミッションUNSMILを設立することを決定し、さらに、UNSMILは、次のことに向けたりビア国民の努力を支援し、援助することをその任務とすることを決定する。

(a) 公共の安全及び秩序を回復し、法の支配を促進すること。

(b) 包括的な政治対話を行い、国民和解を促進し、憲法制定及び選挙プロセスを開始すること。

(c) 新たな責任ある機関の強化及び公的業務の復旧などを通じて、国家の権限を拡大すること。

(d) 特に、被害を受けやすい集団に属する人々にとっての人権を促進及び保護し、移行期の正義を支援すること。

(e) 経済回復を開始するために必要とされる措置を速やかにとること。

(f) 他の多国間及び二国間の主体から要請される支援を必要に応じて調整すること。

武器禁輸

13 決議第一九七〇号(二〇一一年)9の規定により課される措置は、リビアに対する次のものの供給、販売又は移転についても適用しないことを決定する。

(a) 技術援助、訓練、資金又はその他の援助を含むあらゆる種類の武器及び関連物資であつて、リビア当局に対する治安維持又は武装解除支援のみを意図し、事前に委員会に通知されかつ、委員会が当該通知について五作業日以内に否定的な決定を行わないもの。

(b) 国際連合委員、報道機関並びに人道及び開発事業の要員の代表者並びにこれらの事業に關係する要員の使用に限つてリビアに一時的に輸出する小型武器及び関連物資であつて、事前に委員会に通知され、かつ、委員会が当該通知について五作業日以内に否定的な決定を行わないもの。

資産凍結

14 リビア国営石油公社(LNOC)及びズウェイティーナ石油会社は、決議第一九七〇号(二〇一一年)17、19、20及び21の規定及び決議第一九七三号(二〇一一年)19の規定により課される資産凍結及びその他の措置の対象としないことを決定する。

15 決議第一九七〇号(二〇一一年)17、19、20及び21の規定及び決議第一九七三号(二〇一一年)19の規定において、リビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行(LAFB)、リビア投資庁(LI

A)及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオ(LAIP)に対して課される措置を次のとおり修正することを決定する。(以下略)

16 同決議17の規定により課され、上記15の規定及び決議第一九七三号(二〇一一年)19の規定により修正される措置は、決議第一九七〇号(二〇一一年)19の規定が適用される場合に加え、次の(a)から(b)までの条件が満たされる場合には、リビア中央銀行、リビア・アラブ外国銀行、リビア投資庁及びリビア・アフリカ投資ポートフォリオの資金、その他の金融資産又は経済資源に

対して適用しないことを決定する。

(a) 加盟国が委員会に対し、次の一又はそれ以上の目的のために資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図を通知し、かつ、委員会がそのような通知について五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(i) 人道上の必要性
(ii) 厳密に文民の使用のための燃料、電力及び水
リビアにおける炭化水素の生産及び販売の再開

(iii) 文民の政府機構及び文民公共インフラの設立、稼働又は強化

(iv) リビアとの国際貿易の支援及び促進を含む銀行部門業務の再開促進

(v) リビアの事態の改善に留意し、決議第一九七三号(二〇一一年)6から12までの規定により課される措置を常時継続して見直すとの理事会の意図を強調し、適当な場合であつて事情が許すときは、リビア当局と協議の上、これらの措置を解除し、決議第一九七三号(二〇一一年)4の規定に従つて加盟国に与えられた権限を終了する用意があることを強調する。

21 決議第一九七三号(二〇一一年)17の規定における措置は、この決議の採択日から効力を失うことを決定する。

20 飛行禁止区域及び飛行の禁止

(b) リビアの事態の改善に留意し、決議第一九七三号(二〇一一年)6から12までの規定により課される措置を常時継続して見直すとの理事会の意図を強調し、適当な場合であつて事情が許すときは、リビア当局と協議の上、これらの措置を解除し、決議第一九七三号(二〇一一年)4の規定に従つて加盟国に与えられた権限を終了する用意があることを強調する。

21 決議第一九七三号(二〇一一年)17の規定における措置は、この決議の採択日から効力を失うことを決定する。

